

道路での保護義務



通学・通園児の保護義務

【道路交通法第14条第4項】



児童や幼児が通学や通園のため道路を通行している場合において、(交通事故防止のため)誘導、合図その他適当な措置をとることが必要と認められる場所に居合わせた者は、これらの措置をとることによって、児童・幼児が安全に道路を通行できるように努めなければなりません。



高齢歩行者の保護



【道路交通法第14条第5項】



身体に障害のある歩行者の保護



通行に支障のある歩行者の保護



高齢の歩行者、身体に障害のある歩行者等その通行に支障のある歩行者が道路を横断するとき、その場所に居合わせた者は、

その歩行者等が安全に横断できるように、誘導や合図などの必要な措置をとるよう努めなければなりません。

初心運転者・高齢運転者・肢体不自由の障害のある運転者等の保護

【道路交通法第71条第5号の4】

自動車の運転者は、危険防止のためやむを得ない場合を除き、初心運転者などが規程のマーク(標識)を表示して運転している普通自動車に対して、幅寄せをしたり、必要な車間距離が保てなくなるような進路変更をしてはなりません。



聴覚障害者
マーク



初心者
マーク



身障者
マーク



高齢運転者
マーク

罰則…5万円以下の罰金

違反点…1点（初心運転者等保護義務違反）

反則金…大型7千円 普通6千円 二輪6千円

原付（小特のみ）5千円

徳島に住む人が安心して暮らせる社会の実現のため、法令を遵守し、道路交通における児童・幼児・高齢者・身体障がい者等の保護に努めましょう。

思いやり ゆずり愛 ❤ やさしい心で安全運転

徳島県警察

